

TS-MYO レンタル利用規約

レンタル申込者（以下「乙」という）はトランクソリューション株式会社（以下「甲」という）が取扱う TS-MYO(以下 本件機器という)のレンタルについて、乙は以下の条項に同意していただく必要があります。

第1条（総則）

本利用規約は、レンタル申込用紙（オンライン申込フォームを含む）に記入された本件機器のレンタルに対し適用されるものとする。

第2条（賃貸借料）

乙はレンタル申込用紙により約定したレンタル料を甲と取り決めた方法により支払うこととする。ただし、乙はレンタル用紙により約定した使用者以外には本件機器を使用させないものとする。

第3条（レンタル期間満了・延長）

乙はレンタル申込用紙に記載されたレンタル期間満了日の1ヶ月前に、終了もしくは延長希望の旨を甲に連絡するものとする。乙は延長を希望する場合、甲から送付されるレンタル期間延長用紙に必要事項を記入し、期日までにレンタル料を支払うこととする。延長期間は最大6ヶ月とする。

第4条（本件機器の引渡し）

レンタル用紙に記入された引渡し期日、引渡し指定先に甲は乙に本件機器を発送するものとする。その際の発送費用はレンタル料に含まれており乙の負担とする。

第5条（本件機器の保守点検管理義務等）

乙は取扱説明書に準じた使用方法を遵守し、善管注意義務を負い、故意または過失による破損や故障にかかわる回復修繕費用は乙の負担とする。異常があると思われる場合は直ちに使用を中止し、甲にその旨を連絡する。

レンタル期間中は乙の責任により本件機器を使用し、甲はいかなる事故等の責務は追わない。

第6条（本件機器の交換）

乙の報告により、本件機器に初期不良及び不具合があると認められた場合、甲は速やかに代替の本件機器を乙に発送するものとする。その際の発送費用は全て甲の負担とする。

第7条（本件機器の回収）

乙はレンタル期間満了後、7日以内に甲に返却するものとする、その際の発送費用はレンタル料に含まれており、乙の負担とする。

返却期限内に返却されない場合、甲は乙に対してレンタル申込用紙に記載されている延滞料金を請求し乙は速やかに支払うものとする。

第8条（乙による本件機器の買取り）

レンタル期間内に乙が本件機器を買取りたい場合、乙から甲に申出し、両者で買取り金額について協議の上、取り決めるものとする。乙から甲に支払い完了後、所有権が甲から乙に移管されるものとする。

第9条（レンタル満了後の購入価格）

レンタル満了後に乙が新たに本件機器を購入する際には、レンタル申込用紙に記載されている特別価格で購入することができる。

第10条（契約の有効期限）

本契約の有効期限はレンタル期間に準じる。

第11条（その他）

本契約に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議の上、誠意をもって決めることとする。

以上